

地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定のための法改正に関する意見書

自治体の臨時・非常勤職員は、今や3人に1人となり、全国で70万人にも上ります。それらの職員の多くは、年収が約200万円以下であるため、官製ワーキングプアとも言われ、雇いどめに不安を感じながら日々の業務に当たっています。

臨時・非常勤職員の職種は、事務職員、保育士、学童指導員、給食調理員、看護師、各種相談員、図書館職員、公民館職員、教員補助員など多岐にわたります。その多くの職員が、恒常的業務についており、地方自治体は臨時・非常勤職員の労働なくしては一日たりとも回しません。

しかし、臨時・非常勤職員にはパート労働法、労働契約法などが適用されないなど待遇や雇用について保護する制度が整備されておらず、民間労働法制と地方公務員制度の狭間で、法の谷間に置かれた存在になっています。

このため、パート労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定に関する法整備を図ることが重要課題となっています。

よって、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善と雇用安定の観点から、下記の事項について措置されるよう求めます。

記

- 1 非常勤職員に期末手当や退職手当を支給できるよう地方自治法を改正すること。
- 2 均等・均衡待遇を求めているパート労働法の趣旨を、臨時・非常勤職員に適用させる法整備を図ること。
- 3 臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成27年7月9日

宮城県大崎市議会議長 佐藤清隆

総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
消費者庁長官

} 宛て